

## ◇ 更正の請求ができる場合

**Q** : 申告書を間違えて税額を多く納めてしまった場合などは、税金を返してもらう申告ができるそうですが、どういうときにこの申告はできるのですか？

**A** : 次のような場合に限り申告が認められています。

### 【解説】

ご質問の申告は、更正の請求と呼ばれるものです。

更正の請求は、会社が申告書に記載した課税標準又は税額等の計算が、国税に関する法律の規定に従っていなかったこと、その計算に誤りがあったことにより納付すべき税額等が過大であるといった場合に、法定申告期限から1年以内に限り税務署長に対して減額更正の請求をして過納額の還付を受けることができる制度です。

具体的には、次のような場合に更正の請求をすることができます。

- ① 売上がなく又は当期の売上でないにもかかわらず当期の売上に計上していた場合
- ② 当期の費用であるにもかかわらず損金の額に算入していなかった場合
- ③ 法人の益金に算入されないものを益金に算入していた場合
- ④ 欠損金額の繰越控除を行っていなかった場合
- ⑤ 税額の計算を間違っていた場合
- ⑥ 同族会社の留保金額の計算等を誤っていた場合

